

告 示

埼玉県告示第九百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 野 本 陽 一 埼玉県加須市久下三丁目四百三十一番地